

国立大学法人佐賀大学における随意契約に関する規則等

国立大学法人佐賀大学会計規則（抄）

（随意契約）

第30条 契約が次の各号のいずれかに該当する場合には、前2条の規定にかかわらず、随意契約によることができる。

- (1) 契約の性質又は目的が競争を許さない場合
 - (2) 緊急の必要により、競争に付することができない場合
 - (3) 競争に付することが不利と認められる場合
 - (4) 予定価格が別に定める基準額を超えない場合
 - (5) 前各号に規定するもののほか、業務運営上特に必要があるときその他別に定める場合
- 2 随意契約について必要な事項は、別に定める。

国立大学法人佐賀大学契約事務取扱規程（抄）

第4章 随意契約

（随意契約によることができる場合）

第34条 会計規則第30条第1項第4号の規定による別に定める基準額を超えない場合とは、次に掲げる場合とする。

- (1) 予定価格が700万円を超えない工事又は製造をさせる場合
- (2) 工事又は製造の請負以外の契約でその予定価格が500万円を超えないものをする場合

2 会計規則第30条第1項第5号の規定による別に定める場合とは、法令に基づいて取引価格（料金）が定められていることその他特別の事由があることにより、特定の取引価格（料金）によらなければ契約をすることが不可能又は著しく困難であると認められる場合とする。